

1 3 造作・機器

① 手すり

【整備の手引き】

設置場所等

- 手すりは、高齢者、障害者等にとって、安全確保（転倒防止）、立ち上がり補助（身体支持）、移動補助、誘導のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設けます。

連続性等

- 手すりは起点から終点まで連続して、壁にしっかりと固定します。
- 廊下の手すりは両側に設けます。柱型で突出している部分についても手すりをまわすことが望まれます。

高さ

- 通路、廊下、スロープ、階段等の手すりの高さは以下の通りとします。
(注：手すりの高さは、手すりの中心の高さを示します。)

◇ 1 本の場合	75～85cm 程度
◇ 2 本の場合	上段：75～85cm 程度 下段：60～65cm 程度

形状

- 断面の形状は、円形など握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm程度とします。
- 端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、壁側に曲げて納めます。

壁との関係

- 手すりとは壁との間隔は4～5cm程度とし、手すりの支持は下側で行います。
- 手すりの位置がわかりやすいよう、周囲の壁等と識別しやすい色とします。
- 手すりの端部は壁側にしっかりと回して固定することが重要です。

材質

- 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとしします。
- 階段、スロープ等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとしします。

点字表示

- 階段の手すりおよび廊下等の手すりの端部、曲り角部分等には、できるだけ現在位置と誘導先等を点字で表示します。
- 階段手すりの点字表示は、現在位置および上下階の情報等を、上端・下端に表示します。

② 段差解消機

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあつて、エレベーターやスロープによる段差の解消が困難な場合には、段差解消機を使用することが有効です。

【整備の手引き】

設置位置

- ◎段差解消機は、大別して、斜行型（斜めにスライドして移動するもの）と鉛直型（垂直に上下へ移動するもの）があります。敷地条件、建築条件に基づいて選択します。
- 主に利用される経路にある階段等に沿って設けることが望まれます。

段差解消機の寸法

- ◎車いす使用者が直線移動で乗降する場合のかごの大きさは、**幅 70cm 以上、奥行き 120cm 以上**とする。
- 車いす使用者がかご内で90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、幅 140cm 以上、奥行き 140cm 以上とすることが望まれます。

乗降場所のスペース確保

- 段差解消機への乗降時には、車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望まれます。
- 乗降スペースの床は、平らな面とし、幅 150cm 以上、奥行 150cm 以上のスペースを確保することが望まれます。
- ◎乗降スペース周辺には車いす使用者の転落等することがないように、段などを設けないようにします。

運行・運用

- 使用者が単独で安全に操作できるような構造とすることが望まれます。
- 介助者が同乗して操作できる大きさのものがよいでしょう。

③ 受付台

チェックポイント

- ① 受付台は車いす使用者に対応した寸法となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

受付カウンターまたは記載台を設ける場合にあっては、その1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さであって、その下部に車いす使用者の利用に支障がない空間が設けられているものであること。

受付台を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、障害者、高齢者等が使用しやすい形状や設置位置を配慮します。

【整備の手引き】

カウンター等

- 立位で使用するカウンター等は、身体をしっかり支えられるよう、床および壁に固定し、必要に応じ手すりを設けます。また、車いす使用者用カウンター等を併せて設置するとよいでしょう。

車いす使用者用カウンターの寸法

- ◎ 高さは以下のとおりとし、車いす使用者用カウンターの下には**膝が入るスペース**を設けます。

- ◇ 台の下面までの寸法 60～65cm 程度
- ◇ 台の上面までの寸法 70cm 程度
- ◇ カウンター下のスペースの奥行き 45cm 程度

④ 水飲み器・自動販売機等

【整備の手引き】

水飲み器

- 飲み口の高さは、地面や床等から 70～80cm 程度の高さとします。
- 飲み口の水栓器具の操作は、光電管式（感知して水が出るもの）、ボタン式またはレバー式とし、足踏み式のもの手動式のを併設することが望まれます。
- 車いす使用者の利用しやすいよう、水飲み器の下に膝下が入るスペースを確保するようにします。
- 壁掛け式の場合は、下部にスペースを設けることが望ましい。下部に設けられるスペースは段を設けないようにします。
- 必要に応じて、杖や傘を立て掛けるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けます。

自動販売機

- 金銭投入口、操作ボタンおよび取り出し口等がそれぞれ高さ 40～110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにします。

配置場所

- 水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できる平らなスペース（150cm×150cm 以上）を確保します。

⑤ コンセント・スイッチ類

【整備の手引き】

設置の高さ

- コンセントは 40cm 程度、スイッチ類（特殊なスイッチを除く）は 110cm 程度とします。（いずれも床等の地面から中心の高さです。）

操作等

- スイッチ、ボタン等は、できる限り、大型で操作が容易なボタン形式のものとしします。
- 同一施設内では、同一の用途のスイッチ類は、統一した高さ、設置位置、デザインとするとわかりやすいです。
- ボタンとボタン周囲との区別が付きやすいよう、形や色などに配慮します。

⑥ 案内表示

チェックポイント

- ① 大きな文字や図記号を用いてわかりやすく表示されているか
- ② 分かりやすい位置に掲出しているか
- ③ 点字による表示があるか
- ④ トイレ、エレベーターおよびスロープなどの位置が表示されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

受付等に案内板を設ける場合にあつては、その1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、障害者、高齢者等がわかりやすいものであること。
- (二) 点字により表示されていること。
- (三) 6の項(一)に定める構造の便所を設ける場合にあつては、当該便所の位置が表示されていること。

【整備のポイント】

- ・案内表示は、どこに何があるのか、どのように行くのか等を利用者に示す重要な設備です。はじめて施設を訪れた人でも案内表示を見つけやすいよう、設置場所や設置の向きに配慮します。
- ・案内表示は、誰もが容易に理解できるよう、表示内容の見やすさ、わかりやすさに配慮しましょう。

【整備の手引き】

案内表示の仕様

- ◎案内板等の表示は、**大きめの文字や、図を用いるなど、分かりやすいデザイン**のものとし、背景色との色および色の明るさの差に配慮します。
- ◎**障害者が利用可能なトイレや車いす使用者用客席の位置等を案内板に表示**します。
- できる限り、文字表示と併記して点字表示を行います。
- 漢字、ひらがな、絵文字記号などを組み合わせて表示すると有効です。
- 弱視者、色覚障害者に対応して、色や表示の仕方に工夫します。65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。
- 目的地までの経路が長い場合、距離を併記することが望まれます。

設置位置

- ◎車いす使用者が**近づきやすい位置、見やすい高さ**に設置します。

- 車いす使用者が接近しやすいよう、表示面の方向に 150 cm×150 cm以上の平らな部分を通行に支障のないように設けることが望まれます。
- 逆光や光が反射して目に負担がかかることがないように、案内板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮することが望まれます。また、ケースがある場合、光の反射により見えにくくならないよう配慮します。
- 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望まれます。
- 案内表示は、建物の主要な出入口まで、全ての人にわかりやすいように配慮します。
- 受付カウンターやエレベーターホール等、多くの人を利用する要所には、わかりやすい案内表示を設置します。
- 誘導用の案内板は、曲り角ごとにわかりやすい位置に設けることが望まれます。

サイン（図記号）

- 案内板等に用いるサイン（図記号）は、JIS 規格等標準化されたものを使用することが望まれます。
- 標準化されたサインの例としては、以下のようなものがあります。

- ◇国際シンボルマーク
- ◇日本工業規格「案内用図記号」（JIS Z 8210:202）
- ◇標準案内用記号ガイドライン
- ◇オストメイトマーク
- ◇コミュニケーション支援用絵記号

- 色は、特別な場合を除き、白地に黒文字とします。
- 書体は、角ゴシック体とすることが望まれます。
- 高さの目安は、以下のとおりです。

- ◇近くから見るサイン
床面～表示面の中心までの距離 135cm 程度
- ◇ある程度離れた位置から見る壁付け型の位置サイン
床面～表示下端までの距離 1400cm～1750cm 程度
床面～表示上端までの距離 2000cm 程度

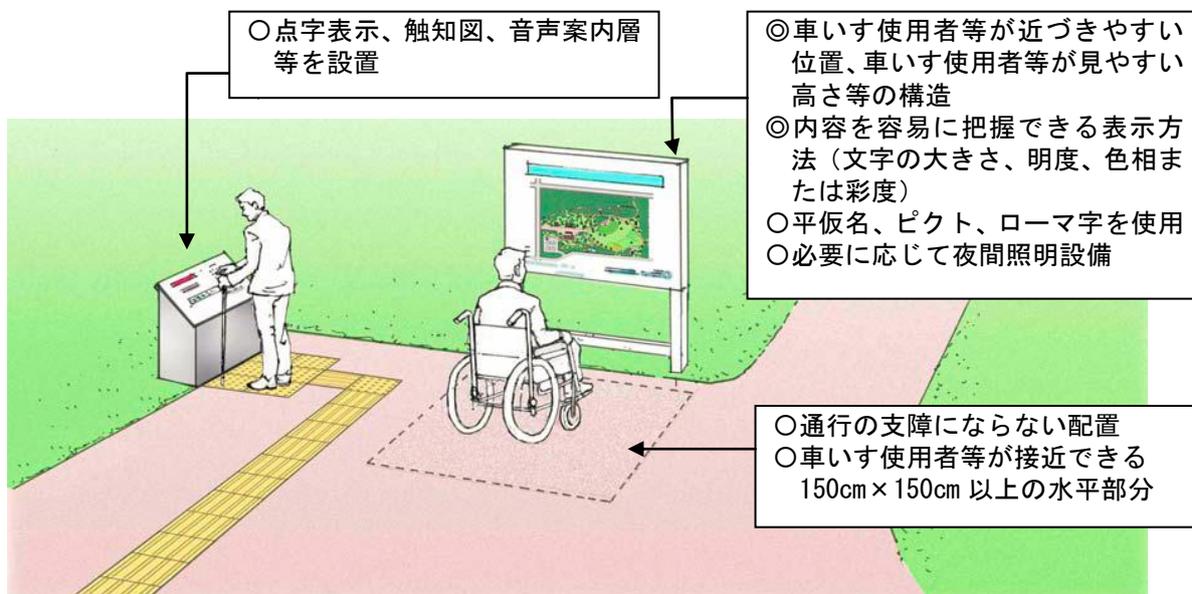
文字の大きさの選択の目安

視距離	和文文字高	英文文字高	望ましい和文字高
30 mの場合	120 mm以上	90 mm以上	140 mm
25 mの場合	100 mm以上	75 mm以上	120 mm
20 mの場合	80 mm以上	60 mm以上	100 mm
15 mの場合	60 mm以上	45 mm以上	80 mm
10 mの場合	40 mm以上	30 mm以上	50 mm
4～5 mの場合	20 mm以上	15 mm以上	25 mm
1～2 mの場合	9 mm以上	7 mm以上	15 mm

※文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいいます。

和文文字 **木 出口**

英文文字 **E Exit**



⑦ 視覚障害者誘導用設備（点字ブロック等）

【整備の手引き】

視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色

- 視覚障害者誘導用ブロック等は、「線状ブロック」と「点状ブロック」があります。
- 「線状ブロック」とは、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線上突起のある形状のものをいいます。
- 「点状ブロック」とは、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある形状のものをいいます。
- JIS では、突起部分の形状、寸法、配列について規定されています。(JIS T 9251)
- 点字ブロック等の色は、黄色を基本とします。弱視者がわかりやすいよう、敷地内の通路の床と視覚障害者用誘導ブロック等は識別しやすいよう配慮します。

視覚障害者誘導用ブロックの区別

- ◎視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、「点状ブロック」と「線状ブロック」を適切に使い分け利用者を混乱させないように、十分な配慮が求められます。
- ◎誘導の方向と「線状ブロック」の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。
- 原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望まれます。
- ◎危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には「点状ブロック」を使用します。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設

- 各整備箇所の敷設方法については、32 ページ「建築物の出入口」、35 ページ「廊下」、40 ページ「エレベーター」を参照してください。
- 日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から案内カウンター等の案内場所、エレベーター、階段、トイレなどの利用頻度が高いところまで誘導するように敷設しましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守をしましょう。

弱視者の特性と誘導設備

- 弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障害や程度があり、個人差が大きいという特徴があります。

- 弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではありません。
- 案内表示は、接近して読むことができる位置に設置します。
- 弱視者の誘導にあたっては、わかりやすい案内表示、音声案内、従業員等による対応などを組み合わせる必要があります。

色覚障害者の特性と誘導設備

- 色覚障害は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っていますが、障害によって、見分け難い色の組み合わせが異なります。
- 案内表示など誘導設備をデザインするにあたって、見分け難い色を組み合わせないように留意します。例えば、大多数を占める赤緑色障害者は、赤と緑の組み合わせが見分けにくいとされます。
- 色で識別する案内図などでは、離れたところに設置された凡例の色を直ちに見分けることが難しいので、案内表示には色の名称を併記するとともに文字による案内を併記します。
- 案内表示のデザインやボタンなどの設備を設置する際には、背景色とのコントラストに配慮をする必要があります。

⑧ 情報伝達設備

【整備の手引き】

音による案内

電波方式

- 視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成されます。
- 視覚障害者が小型の送信機をもち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われます。

赤外線方式

- 視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成されます。
- 視覚障害者が小型の受信機をもち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われます。

磁気方式

- 白杖の先端部に張り付けた磁気テープと、施設側の、通路に埋めこまれた磁気センサー、主装置、固定スピーカーから構成されます。

- 白杖が磁気センサーの上を通過すると、磁気センサーが反応し、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われます。

性能・設置位置

- いずれの方式にあっても、音による案内は音声をはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような音響性能を持つものが望まれます。

点字等による案内板

- 必要に応じ点字等による案内板を設けることが望まれます。
- 点字等による案内板の機能に、音声による案内装置を付加したものは有効です。

画像・光・振動による案内

計画上の配慮

- 設備設計の段階で視覚情報設備の導入を検討する必要があります。
- 聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光・振動等の情報に転換して伝えることが望まれます。
- ドアに大型のガラス窓のある出入口戸など、内部・外部の様子が分かる工夫は、安心して建物を利用するために有効です。

文字情報等

- 聴覚障害者の利用に配慮し、利用案内や呼出し窓口には、電光表示板を設けることが望まれます。
- 聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等をし、必要なときに従業員等が対応するなどのソフト面の対応も重要です。

光による告知

- 出入口のドアのノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど発生する音の情報を、センサーで受信し、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせる方法も有効です。

振動による告知

- 音の情報を、センサーで受信し、振動機を作動させる方法も有効です。
- 振動機は携帯するものもあります。

整備の工夫

- 音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するかは、十分な検討が必要です。

みんなにやさしいまちづくり整備の手引きの作成にあたり お世話になった皆様

【当事者団体】

(福)福井県視覚障害者福祉協会
福井県車椅子の会
福井県聴力障害者福祉協会
(財)福井県老人クラブ連合会
(NPO)福井県手をつなぐ育成会

【事業者・関係団体等】

福井県バス協会
西日本旅客鉄道(株)金沢支社
福井県商店街振興組合連合会

【学識経験者】

福井県立大学

【事務局】

福井市障害福祉課
福井県総合政策部交通まちづくり課
福井県土木部道路保全課
福井県教育庁スポーツ保健課
福井県健康福祉部障害福祉課

<参考文献>

- ・福井県福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」／福井県
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン／平成 20 年 1 月／国土交通省
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】／平成 24 年 3 月／国土交通省
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計基準／平成 19 年／国土交通省
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン／平成 19 年 7 月／国土交通省
- ・バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック／平成 20 年 10 月／国土交通省
- ・わかりやすい！！バリアフリーの手引き／平成 16 年度／東京都都市整備局
- ・点字の表示原則および点字表示方法 JIS T 0921:2006
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法およびその配列 JIS T 9251:2001
- ・公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置および器具の配置 JIS S 0026:2007
- ・JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準
- ・JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準